

官報 号外

平成十四年一月三十一日

○第百五十四回国参議院會議錄第三号

平成十四年一月三十一日(木曜日)

午後零時一分開議

○議事日程 第三号

平成十四年一月三十一日

正午 本会議

第一 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

○本日の會議に付した案件

- 一、議員辭職の件
- 一、工学博士野依良治君のノーベル賞受賞につき祝意を表する件
- 一、裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辭任の件
- 一、裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙以下 議事日程のとおり

平成十四年一月三十一日 参議院會議錄第三号

○議長(井上裕君) これより會議を開きます。

この際、お諮りいたします。

去る二十九日、大橋巨泉君から議員辭職願が提出されました。

〔参事朗読〕

辭表を参事に朗読させます。

辭職願

私はこのたび、一身上の理由により議員を辭職致したく、右お願い申し上げます。

平成十四年一月二十九日

大橋 巨泉こと大橋 克巳

参議院議長 井上 裕殿

○議長(井上裕君) 大橋巨泉君の議員辭職を許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

○議長(井上裕君) 工学博士野依良治君は、昨年十二月十日、二〇〇一年ノーベル化学賞を授与されました。誠に喜びに堪えません。

同君に対しましては、議長は、既に祝辞を贈呈いたしました。

ここにその祝辞を朗読いたします。

工学博士野依良治君 君は触媒による不斉合成の研究により二〇〇一年ノーベル化学賞を授与されました

参議院はここに君の偉大な功績をたたえ院議をもつて心からの祝意を表します

〔拍手〕

○議長(井上裕君) この際、お諮りいたします。

森本晃司君から裁判官弾劾裁判所裁判員を、大野つや子君から同予備員を、鴻池祥肇君から裁判官訴追委員を、月原茂晴君、世耕弘成君及び大沢辰美君から同予備員を、それぞれ辭任いたしたいとの申出がございました。

いづれも許可することに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。

よって、いづれも許可することに決しました。

○議長(井上裕君) この際、欠員となりました

裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員各一名、同予備員三名、またあわせて

検察官適格審査会委員予備委員一名、日本ユネスコ国内委員会委員二名、国土審議会委員一名の選挙

を行います。

つきましては、これら各種委員の選挙は、いづれもその手続を省略し、議長において指名することとし、また、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、これを議長に一任せられたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(井上裕君) 御異議ないと認めます。

よって、議長は、

裁判官弾劾裁判所裁判員に日笠勝之君を、同予備員に山本正和君を、

裁判官訴追委員に渡辺秀央君を、同予備員に泉信也君、島袋宗康君及び岩本莊太君を、

検察官適格審査会委員予備委員に世耕弘成君を、

日本ユネスコ国内委員会委員に南野知恵子君及び沢たまき君を、

国土審議会委員に草川昭三君を、それぞれ指名いたします。

なお、裁判官弾劾裁判所裁判員予備員の職務を行う順序は、第三順位の魚住裕一郎君を第二順位に、第四順位の林紀子君を第三順位に、山本正和君を第四順位といたします。

また、裁判官訴追委員予備員の職務を行う順序は、泉信也君を第一順位に、第三順位の佐藤道夫君を第二順位に、第四順位の山口那津男君を第三順位に、島袋宗康君を第四順位に、岩本莊太君を第五順位といたします。

議長 井上裕君

議員辭職の件 工学博士野依良治君のノーベル賞受賞につき祝意を表する件

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辭任の件

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辭任の件

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辭任の件

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辭任の件

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辭任の件

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辭任の件

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辭任の件

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辭任の件

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辭任の件

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辭任の件

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辭任の件

裁判官弾劾裁判所裁判員等各種委員の選挙

裁判官弾劾裁判所裁判員、同予備員、裁判官訴追委員及び同予備員辭任の件

○議長(井上裕君) 日程第一 日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案(趣旨説明)

本案について提出者の趣旨説明を求めます。塩川財務大臣。

(國務大臣塩川正十郎君登壇、拍手)

○國務大臣(塩川正十郎君) ただいま議題となりました日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案の趣旨を御説明申し上げます。

我が国の最近の経済情勢を見ますと、米国での同時多発テロ事件の発生を契機に世界経済が同時に不況に陥るリスクが高まる中、景気が一段と悪化しております。

こうした状況に対応し、構造改革をより一層推進しつつ、デフレの進行と相まって景気が加速的に悪化することを回避するため、政府が先般策定した緊急対応プログラムにおいて、構造改革に資する重点分野に注力して社会資本の整備を行い、民間投資の創出、就業機会の増大に資し、早期執行が可能で経済への即効性が高く、緊急に実施の必要のある事業を推進することといたしております。

本法案は、これらの事業の実施により、社会資本の整備の促進を図るため、日本電信電話株式会社の株式の売払収入による国債整理基金の資金の一部を運用した国の無利子貸付制度の整備改善を図るとともに、これに伴う財源措置その他必要な事項を定める必要があることにかんがみ、日本電

信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法その他関係法律について所要の改正を行おうとするものであります。

具体的には、現行の無利子貸付制度につき、一、公共的建設事業のうち、当該事業により生ずる収益をもって当該事業に要する費用を支弁できると認められるものに対する無利子貸付けについて、民間事業者が収益施設と併せて街路、下水道の公共施設を整備する事業等を貸付対象に追加すること、二、公共的建設事業のうち、貸付金の償還時に国の負担又は補助を受けるものに対する無利子貸付けについて、対象事業を民間投資の拡大又は地域における就業機会の増大に寄与すると認められる社会資本を整備する事業であって、緊急に実施をする必要のあるものに改めるとともに、国が実施する公共的建設事業をも対象に追加すること、三、民間事業者の能力を活用して国民経済の基盤の充実に資する施設の整備を行う事業等に対する無利子貸付けについて、平成十八年三月三十一日までを限り、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業を貸付対象に追加すること等の見直しを行うこととしております。

以上、日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。御賛同いただきますようお願い申し上げます。(拍手)

○議長(井上裕君) ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。発言を許します。内藤正光君。

(内藤正光君登壇、拍手)

○内藤正光君 私は、民主党・新緑風会を代表して、ただいま議題となりましたNTT株式売払収入の活用による社会資本整備促進特別措置法の一部改正案に対し質問をさせていただきます。

NTT株式売払収入を財源とする今回の二次補正は、随所に改革推進という言葉がちりばめられてはいます。しかし、その実態はといえば、借金先送りであるばかりか、抵抗勢力がにままり喜んだであろう従来型公共事業のオンパレードであり、改革推進とは名ばかり、体裁だけを取り繕った改革後退予算、正に小泉首相的な予算であることをまず申し上げておきます。

この二次補正予算案がいかに失望を与えたかといえ、年末からずっと国債価格が下落を続けています。この理由について財務大臣は、さきの衆議院予算委員会でも、日本国債の格下げが理由ではないかと答弁されてきました。

しかし、その直接の引き金は、ほかでもありません、十二月十四日に策定された緊急対応プログラムであり、それを基に編成された二次補正予算案そのもののものです。国債価格はこれを機にじりじりと下落し始めているのです。国民のだれもが不安を抱えているこの事実について、残念なこと

に今の小泉内閣には危機感が全く感じられませ

な理由なのかを含め、塩川、竹中両大臣にお伺いをいたします。

そもそも、今議論の対象となっているNTT株式売払収入を原資とする無利子貸付制度は、昭和六十二年、当時の円高不況を乗り切るために作られた制度です。導入当初より、財政規律の観点から様々な議論があったと聞いております。特に地方自治体へ貸し付けるBタイプ貸付けについては、無利子貸付けとは名ばかり、後で国が同額の補助金、多くの場合その財源は建設国債を発行して手当てするのですが、そういった補助金を交付し、返済したという体裁を整えているだけの補助金そのものであります。さすがにそのBタイプ貸付けは、財政規律を取り戻すため平成六年度を最後に凍結されてきました。ところが今回、小泉首相は、うまいへそくりがあったものだど無邪気に喜びながら、何の憂いもなく、正にそのBタイプ貸付けを大々的に復活させようというのです。

そこで、財務大臣にお伺いします。

今回、大半を占めるBタイプの無利子貸付けは、本来、国債償還に充てるべき二・五兆円もの資金を地方への補助金として流用しておいて、五年後、恐らくは同額の赤字国債を発行して穴埋めするだけの、矛盾に満ちた国家的飛ばしそのものであります。未来を食いつぶし、今を食いつぶすだけのこそこそ手段でしょうか。

塩川大臣、未来を担う世代に対して本当に胸を張って誇ることができる制度なのでしょうか。この制度に対する御認識と、二次補正の財源をこんな無責任極まりない制度に求めてしまったことに對する御所見、そして反省をお伺いします。

最近、ある雑誌でAタイプの貸付先の経営状況がいかにずさんであるか指摘されていました。Aタイプの貸付先は地方の道路公社や各種公団ですが、公団を通じて例えばハウステンボスやフェニックスリゾートあるいはゴルフ場開発などに転貸されています。財務省を始め各省庁にその実態を問いただしたところ、返済状況には全く問題はありませんとの答えでした。しかし、その認識は、そしてその答えは余りにも無責任であり、実情は皆さんの経営の穴を結局税金で補てんしているにすぎないのです。

また、Cタイプ貸付けの窓口となっている政策投資銀行に貸付先である第三セクターの経営状況について問いただしても、守秘義務を盾に何も答えてはくれません。しかし、こちら側の執拗な要求に対してやっと出てきたのが、昨年度決算時で七千三百五十八億円の融資残高のうちリスク管理債権比率は実に七・三％だということでした。これは非常に高い比率と言えます。N T T株式の売払収入は、本来、国債償還に充てべき資金であり、国民共有の財産なのです。したがって、この資金の安全性をしっかり監視するのは国会の責務でもあります。政策投資銀行を通じて貸し出されるCタイプについても、一般の貸出しとは異なり、守秘義務を盾に情報公開を拒むことは許されません。

そこで、塩川大臣にお願いします。

Aタイプ及びCタイプによる貸付先などのくらし破綻などの問題があるかを含めた収支状況、並びにその返済財源、特に自力で返済できるのかについて、この場では全般的な実態を簡潔に御答弁

いただき、後刻詳細な状況について御報告くださいます。

小泉総理が補正予算の財源をN T T株式売払収入に求めるに当たり、知らずに行ったならば財政知識の欠如、知りつつ行ったならば責任感の欠如、いずれにしても、私はそこに小泉首相が叫ぶ構造改革なるものの本質をかいま見た、というよりもまざまざと見せ付けられた思いがします。

そこで、塩川、竹中両大臣にお尋ねします。

国債整理基金の残高は、この二次補正により二兆円程度という低水準に落ち込んでしまっています。しかし、日本経済の先行きも不透明で、安易な国債発行も許されず、また、いわゆる国債償還の二〇〇八年問題も控え、国債市場の不安定化が懸念されています。二〇〇八年に向け、いかなる具体的な道筋を描いているのか。そのときまでには景気はきっと良くなりますよといったのうてんきな答弁は結構です。責任と中身のある答弁を求めます。

総務省が二十九日に発表した労働力調査によれば、昨年十二月の男性の完全失業率は何と五・八％、さらに、非自発的な失業者は自発的な失業者よりも二十四万人も多い百二十五万人。今、早急に対応すべきは、悪化し続ける雇用情勢への対処であり、中小企業問題への対応なのではありませんか。ところが、今回の補正予算の中身を見れば、従来型公共事業のオンパレードで、国民の痛みを全く理解していないと言わざるを得ません。

そこで、坂口大臣にお伺いします。

今回の補正予算は事業規模で四・一兆円。ところが、雇用創出効果はたったの十一万人。第一次補正に盛り込まれた新公共サービス雇用が目標と

した三千五百億円で五十万人の雇用創出と比べるに余りにもその目標は貧弱ではないでしょうか。総事業費四・一兆円もの巨費を投じながら、なぜこんなにも雇用創出効果が小さいのでしょうか。現下の厳しい雇用情勢にかんがみ、二次補正の編成を通じて大臣としての職責を立派に果たしたと言えるのでしょうか。併せてお答えください。

塩川大臣、そもそも二次補正の財源として社会資本整備にしか使えないN T T株式売払収入に安易に飛び付いてしまったところに問題があるのではないですか。小泉首相が国債発行枠三十兆円という自らの公約を破ったときの批判に恐れ、ひるみ、とらわれているところへ、財務省が入れ知恵をしたうまいへそくりにほっと一息。その結果が、改革推進公共投資という冠を付けただけの公共事業の数々。衆議院本会議にて威勢のよい女性議員に、総理はええ格好いだと言われたようです。それが本当かどうかは知りませんが、しかし一つ確かなことがあります。それは、小泉総理は体裁だけを気にし中身は一向に顧みない方だということです。

そこで、塩川、竹中両大臣にお尋ねします。

計算してみると、補正予算二・六兆円の実に三〇％近くが公務員宿舍施設費を始めとする官公庁等施設費で占められています。これらがどう改革推進に資するのか。公務員の住環境や労働環境を良くすれば公務員の皆さんが構造改革に積極的に協力してくれるとでも期待しているのでしょうか。お尋ねします。

事業主体から産業投資特別会計に返済されたお金は、現在、一般会計を経由して国債整理基金に

戻されています。しかし、社会資本整備特別措置法は、必ずしも産投特会から即一般会計、さらには国債整理基金に繰り入れることを義務付けてはいません。つまり、産投特会に返済された資金を再び事業主体に貸し付けることも可能となっているのです。しかし、こんなことを許してしまえば、N T T株式の売払収入は国債の償還に充てるという趣旨に反するばかりか、ただでさえ問題が多いと言われている制度が自己増幅し、財政規律が全く失われてしまいます。

産投特会に返済された資金は、即刻一般会計、さらには国債整理基金へと繰り入れられるべきであり、それを法的に義務付けるべきだと私は考えます。それに対する財務大臣の御所見を最後にお伺いをいたしまして、私の代表質問を終えさせていただきます。

ありがとうございます。(拍手)

(国務大臣塩川正十郎君登壇、拍手)

○国務大臣(塩川正十郎君) 私に対する御質問はたくさんございまして、全部で六つあったとおもうております。それを順次お答えさせていただきます。

まず第一に、国債の価格が下落している原因は第二次補正予算でこの整理基金を使ってこういうことをしておるからやと、こういうことでございませけれども、しかし、国債価格はこういうことだけではなくて、まず第一に国債の需給関係、それから景気やと為替の動向でございまして、それから格付機関によるところの格付、こういうものを複合して決定されるものでございまして、一概に今回の二次補正によって信用を失ってこういう国債の価格の下落をもたらしているというこ

ではない。国債の価格は現在でもきちっと安定しておるものでございます。

したがって、今後とも、市場の動向やとかニーズを十分に勘案いたしまして国債管理政策に万全を期していきたいと思っております。よろしく御認識いただきたいと思います。

それから次に、今回のNTT-Bタイプの無利子貸付制度は、これは国家的飛ばしじゃないかと、こういうことでございますが、飛ばしとは何かをちょっと私も御説明していただかぬとわからぬのでございませうけれども、要するに、証券屋等がやっているような飛ばし、ああいうものとは全く違うものでございまして、これは、国家資金を有効に使う公共事業等を中心とした景気対策を行いまして、この返済資金は、五年後においていろんな要素を集めた一般会計資金でこれを返済するということでございます。飛ばしというものでは決してございせんので、どうぞ御認識を改めていただきたいと思います。

それから、三番目の問題でございますが、NTT-Aタイプ並びにCタイプによる貸付先について収支状況等明細を出せということでございまして、この明細につきましては後日提出させていただきます。

しかしながら、Cタイプの中では、これは民間企業でやっておるものに対する貸付けでもございまして、やはり国家事業としてのみの扱いには至らない。ある程度守秘義務の働くところもございまして、全面的にこれを公開することは難しいかとも考えられなくとも、できるだけAタイプ、Cタイプにつきましては詳細は提出いたしたいと思っております。

それから、二〇〇八年問題でございます。

これはなかなか鋭いところをついておられるなという感じがございまして。確かに、二〇〇八年には国債の返済額が四十兆円になって、従来から見まして、例年から見ましてびゅっと飛び出たことは事実でございますが、これの対応策は既に十四年度から講じておるところでございます。

すなわち、もっとちょっと具体的に申し上げますと、平成二十年になりますと、この年度だけで返済額が四十兆五千八百九十五億円で、こうなるわけでございます。そこで、この四十兆の、その前年度の十九年、十八年、十七年、十六年、十五年、十四年度と、この六年度にわたりますとこの四十兆五千億のうち一部を、具体的に申し上げますと五兆二千五百億円分を、これを十四年度から十九年度にならして少しずつ増額をさせていく。

具体的に言いますと、例えば平成十四年度でございまして発行額が十六兆六千八百十六億円となっておるのでございますが、ここに二千五百億円を上積みしまして二十年度対策を講じておくというところでございまして。また、十五年度になりましたら一兆円を上積みいたしましてこの対策を講じると。こういうことをいたしまして、四十兆五千億円の国債の集中をできるだけ減額して平年度にならしていくということをいたしておりますので、御心配ないこととございまして、御了承いただきたいと思います。

それから、補正予算で三〇％近くが国家公務員の宿舍等に使われておるということでございましてけれども、これはちょっと大きい誤解があるのではないかと思っております。

確かに今回の事業で、補正予算で国家事業とし

て行いますものはございませうけれども、その総額が全部で二六％ちょっとでございます。三〇％はございませう。けれども、この二六％というのは住宅じゃございませうで、住宅の中にはございませう。この中には、住宅関係や公務員住宅関係があるのは百十億円でございまして、あとは例えば国立大学の整備、あるいは国立研究所の建て替えをするとかいうもの、あるいは図書館の改修、そういう多目的、非常に大きい多目的なもので、官対官の、いわゆる官の施設増設あるいは整備というものに重点を置いたものでございまして、住宅だけではない。

これは二六％でございますけれども、これはなぜかといいましたら、要するに、今度の補正予算は即効性、その用途について即効性を求めるというところでございますので、できるだけ土地の買収の必要もないし、すぐに事業に掛かるところを重点に予算の配分いたしましたので、公共事業のうち官に相当部分がシフトしたということとは否むものではございませうけれども、そういう事情でございまして御承知いただきたい。住宅だけやと言ったらえらいことになりますので、そうではないということとございまして、よろしく願いたしたい。

それからもう一つ、最後の問題でございますが、事業主体から産業投資特別会計に返還されたお金は、即時に一般会計、さらには国債整理基金に繰り入れることを法的に義務付けられていると考えるがそのとおりかということとございまして、確かに、この無利子貸付制度で貸し付けました資金が返還されてまいりましたならば、それは産投会計から一般会計に入れ、さらに国債整理基

金に組み入れておるということでございまして、これを再投資するということはいたしておりませうので、誤解ないようにお願いいたします。

以上であります。(拍手)

(国務大臣竹中平蔵君登壇、拍手)
○国務大臣(竹中平蔵君) 内閣議員からは三点の質問をいただきました。

まず第一は、国債価格の下落の原因についてでございます。

財務大臣のお話にもありましたように、この価格の要因を一つ二つの要因に求めることは難しいかと思えます。あえて申し上げれば、財政の面からは、財政の持続可能性について市場の期待がどのようになっているか、さらには、金融に関しては、金融政策の変更による将来の価格期待がどうなっていくか、その二つが重要であろうかと思いますが、短期的な御心配の点の変動に関しては、この第二の要因の方がむしろ大きいのではないかなというふうに認識をしております。

いずれにしても、市場の動向については、今後十分な注意をしながら財政の健全化を図っていくことがこれは必要であるというふうに考えております。

第二の国債償還の関係で、財政健全化の道筋についてお尋ねがありました。

国債管理政策という観点からは既に財務大臣が御答弁のとおりでございますが、マクロ的な観点から申し上げますと、これは、先般閣議決定しました「構造改革と経済財政の中期展望」の中にもかなり明示的に示したつもりでございます。

この中では、配分の重点化、諸制度の改革、PFIの活用等々で歳出の質の改善と抑制を中心に

財政構造改革を推進するんだ、それによって国と地方を合わせたプライマリバランス赤字のGDP比は、今、現状GDP比四・三%ぐらいでありますが、二〇〇六年度前後にはその半分にする、さらに、その後も同じような収支改善努力を続けることによって二〇一〇年代初頭にプライマリバランスを改善することができるといふようなシナリオを示しております。こうした取組に着実に取り組むことによって国債市場の安定化にも資するといふふうに考えます。

第三点の第二次補正予算の中の官公庁等施設の話でございますけれども、今回の第二次補正予算は、都市機能の一層の高度化、国際化への対応と、かいた幾つかの重点的な政策課題の下で、民間投資の創出、就業機会の増大に資して、即効性が高い、そういった緊急性のある社会資本を整備していく。

今御指摘の官公庁等施設についても、実は、民間における新規の投資の誘発でありますとか就業増大につながるものが多数計上されているといふふうに認識しておりますし、また、大学でありますとか研究施設等々、そういった重点分野へのものがかなりのウェイトを占めている。その意味で構造改革に資するものになっているといふふうに考えております。

以上、三点、お答え申し上げます。(拍手)

(国務大臣坂口力君登壇、拍手)

○国務大臣(坂口力君) 内藤議員にお答えを申し上げます。

二次補正予算の雇用創出効果についてのお尋ねでございます。

現下の厳しい雇用情勢を踏まえまして、政府

は、総合雇用対策の実施に向けまして、一次補正予算によります必要な予算措置と、そして雇用対策臨時特例法によります必要な法的整備をそれぞれ、現在、的確な実施に取り組んでいるところでございます。

二次補正におきましては、その財源の性格から直接的な雇用政策はできませんものの、しかし必要な福祉施設あるいはまた育児施設などの建設とその充実によりまして、新しい雇用が創出されるものと期待をしているところでございます。

経済の回復なくして雇用の回復はありません。この二次補正によりまして経済を支えることができたら、雇用にも大きな影響を与えるものと期待をしているところでございます。(拍手)

○議長(井上裕君) これにて質疑は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十分散会

出席者は左のとおり。

議長 井上 裕君
副議長 本岡 昭次君

議員

大江 康弘君 森 ゆうじ君
山本 香苗君 松 あきら君
高橋紀世子君 平野 達男君
遠山 清彦君 渡辺 孝男君
岩本 莊太郎君 広野ただし君
福本 潤一君 沢 たまき君
中川 義雄君 日出 英輔君
島袋 宗康君 西川きよし君

山口那津男君 加藤 修一君
山本 保君 弘友 和夫君
木村 仁君 佐々木知子君
平野 貞夫君 田村 秀昭君
風間 昶君 高野 博師君
荒木 清寛君 魚住裕一郎君
鶴保 庸介君 入澤 肇君
松岡満壽男君 山本 正和君
日笠 勝之君 森本 晃司君
木庭健太郎君 山下 栄一君
泉 信也君 月原 茂皓君
西岡 武夫君 田名部匡省君
渡辺 秀央君 統 訓弘君
浜四津敏子君 白浜 一良君
鶴岡 洋君 草川 昭三君
浜田卓二郎君 扇 千景君
吉田 博美君 山下 善彦君
山内 俊夫君 森元 恒雄君
松山 政司君 舛添 要一君
藤井 基之君 福島啓史郎君
野上浩太郎君 森田 次夫君
中島 啓雄君 愛知 治郎君
荒井 正吾君 山下 英利君
岩城 光英君 大野つや子君
有馬 朗人君 阿南 一成君
山崎 力君 仲道 俊哉君
世耕 弘成君 森山 裕君
魚住 汎英君 太田 豊秋君
阿部 正俊君 北岡 秀二君
市川 一朗君 溝手 顕正君
上野 公成君 野間 越君
狩野 安君 大島 慶久君

吉村剛太郎君 松谷蒼一郎君
山崎 正昭君 片山虎之助君
若林 正俊君 田中 直紀君
松田 岩夫君 清水嘉子君
中曾根弘文君 西田 吉宏君
陣内 孝雄君 青木 幹雄君
加納 時男君 久野 恒一君
岩永 浩美君 森下 博之君
段本 幸男君 伊達 忠一君
近藤 剛君 小林 温君
後藤 博子君 脇 雅史君
齊藤 滋宣君 有村 治子君
大仁田 厚君 加治屋義人君
小泉 顯雄君 山本 一太君
佐藤 昭郎君 松村 龍二君
林 芳正君 常田 享詳君
田村 公平君 田浦 直君
鈴木 政二君 三浦 一水君
清水 達雄君 谷川 秀善君
景山俊太郎君 金田 勝年君
武見 敬三君 中原 爽君
鴻池 祥肇君 矢野 哲朗君
加藤 紀文君 南野知恵子君
河本 英典君 服部三男雄君
佐藤 泰三君 宮崎 秀樹君
竹山 裕君 倉田 寛之君
真鍋 賢二君 久世 公堯君
坂野 重信君 香掛 哲男君
野沢 太三君 桜井 新君
上杉 光弘君 中村 敦夫君
松井 孝治君 鈴木 寛君
岩本 司君 榛葉賀津也君

椎名 素夫君	藤原 正司君
山根 隆治君	池口 修次君
若林 秀樹君	小齊平敏文君
木俣 佳文君	谷林 正昭君
羽田雄一郎君	高橋 千秋君
大橋 巨泉君	保坂 三蔵君
高嶋 良充君	藤井 俊男君
佐藤 雄平君	小宮山洋子君
小川 敏夫君	海野 徹君
櫻井 充君	橋本 聖子君
小林 元君	佐藤 道夫君
今泉 昭君	伊藤 基隆君
朝日 俊弘君	平田 健二君
郡司 彰君	小野 清子君
佐藤 泰介君	今井 澄君
堀 利和君	長谷川 清君
峰崎 直樹君	柳田 稔君
篠瀬 進君	斎藤 十朗君
北澤 俊美君	広中和歌子君
勝本 健司君	山下八洲夫君
江田 五月君	奥石 東君
宮本 岳志君	井上 哲士君
又市 征治君	辻 泰弘君
大塚 耕平君	紙 智子君
大門実紀史君	神本美恵子君
谷 博之君	八田ひろ子君
小泉 親司君	福島 瑞穂君
福山 哲郎君	内藤 正光君
浅尾慶一郎君	大沢 辰美君
井上 美代君	西山登紀子君
大田 昌秀君	大脇 雅子君
齋藤 勁君	小川 勝也君

本田 良一君	林 紀子君
小池 晃君	池田 幹幸君
大淵 桐子君	淵上 貞雄君
和田ひろ子君	円より子君
江本 孟紀君	山本 孝史君
畑野 君枝君	富樫 練三君
岩佐 恵美君	吉川 春子君
直嶋 正行君	角田 義一君
薬科 満治君	川橋 幸子君
千葉 景子君	岡崎トミ子君
吉岡 吉典君	緒方 靖夫君
筆坂 秀世君	

国務大臣
財務大臣 塩川正十郎君
厚生労働大臣 坂口 力君
国務大臣(経済財政政策担当大臣) 竹中 平蔵君
副大臣
財務副大臣 尾辻 秀久君

議長の報告事項
去る十八日議長は、十五日のバトリック・コックス欧州議会議長就任に際し、同議長宛、祝電を送した。
去る二十三日委員会において選任した理事は次のとおりである。
理事 平野 貞夫君(森下博之君の補欠)
同日憲法調査会において選任した幹事は次のとおりである。
幹事 魚住裕一郎君(山下栄一君の補欠)

幹事 平野 貞夫君(亀井郁夫君の補欠)
同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。
公聴会開会承認要求書
一、調査事件
日本国憲法に関する調査
(国民主権と国の機構)
一、公聴会の問題
(一) 国会の在り方と二院制について
(二) 地方自治と地方分権の在り方について
一、開会の日 平成十四年二月二十日
右のとおり議決した。よって参議院憲法調査会規程第十七条において準用する参議院規則第六十二条により承認を求めます。
平成十四年一月二十三日
憲法調査会会長 上杉 光弘
参議院議長 井上 裕殿
去る二十四日議員から次の質問主意書が提出された。
勤務医を取り巻く諸問題に関する質問主意書
(櫻井充君提出)(第一号)
去る二十五日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。
平成十四年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案(閣法第二号)
同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。よって議長は即日これを予算委員会に付託した。
平成十四年度一般会計予算(閣予第三号)
平成十四年度特別会計予算(閣予第四号)
平成十四年度政府関係機関予算(閣予第五号)

去る二十八日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員
辞任 補欠
佐藤 昭郎君 服部三雄君
草川 昭三君 高野 博師君
渡辺 孝男君 加藤 修一君
議院運営委員
辞任 補欠
加藤 修一君 渡辺 孝男君
同日議員から次の質問主意書が提出された。
自賠責保険の適用除外に関する質問主意書(櫻井充君提出)(第二号)
同日次の質問主意書を内閣に転送した。
勤務医を取り巻く諸問題に関する質問主意書(櫻井充君提出)(第一号)
同日議長は、元議員加藤シツエ君に対しさきに議決した弔詞をささげた。
同日議長は、天皇誕生日に際し、ファード・ムバッザ・テュニジア共和国国会議長宛、祝電を送した。
同日議長は、ファード・ムバッザ・テュニジア共和国国会議長宛、天皇誕生日に際し寄せられた祝辞に対する礼状を送した。
同日議長は、二十一日のベーター・シーダー欧州評議会議員会議議長就任に際し、同議長宛、祝電を送した。
一昨二十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
予算委員
辞任 補欠
峰崎 直樹君 小川 勝也君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用
による社会資本の整備の促進に関する特別措
置法等の一部を改正する法律案(閣法第一号)

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よ
って議長は即日これを予算委員会に付託した。

平成十三年度一般会計補正予算(第二号)(閣
予第一号)

平成十三年度特別会計補正予算(特第二号)(閣
予第二号)

同日内閣から、内閣府設置法第六十八条第一項及
び国家行政組織法第二十五条第一項の規定に基
づく平成十三年八月七日から平成十四年一月二十
日までの間における行政組織の新設改廃状況報告書
を受領した。

昨三十日議長において、次のとおり常任委員の辞
任を許可し、その補欠を指名した。

国家基本政策委員

辞任 補欠
筆坂 秀世君 紙 智子君

予算委員

辞任 補欠
服部三男雄君 佐藤 昭郎君
小川 勝也君 峰崎 直樹君
加藤 修一君 渡辺 孝男君
高野 博師君 草川 昭三君
紙 智子君 筆坂 秀世君

議院運営委員

辞任 補欠
渡辺 孝男君 加藤 修一君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

自賠責保険の適用除外に関する質問主意書(櫻
井充君提出)(第二号)

同日議長は、天皇誕生日に際し、ジャシム・ム
ハンマド・アル・ホラーフィー・クウェイト国民
議会議長より、祝辞を接受した。

同日議長は、ジャシム・ムハンマド・アル・ホ
ラーフィー・クウェイト国民議会議長宛、天皇
誕生日に際し寄せられた祝辞に対する礼状を発送
した。

同日議長は、二十四日のムハンマド・ビン・イブ
ラヒム・ビン・オスマーン・ビン・ジュベイル・サウ
ディ・アラビア王国諮問評議会議長の逝去に際し、
バクリ・イブン・サレーハ・シャッタ
同国諮問評議会副議長宛、弔電を発送した。

平成十四年一月三十一日 参議院会議録第三号

明治三十五年三月三十一日
郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
省印刷局
電 話
03
(3587)
4294
定 価
本号一部
一〇五円